

下関市魚食の普及推進に関する条例（仮称）素案

1 目的

本市が、関門海峡、周防灘、響灘と三方が海に開かれ、水産都市として発展してきたことや、豊かな歴史の中で特有の魚食文化が形成されてきたことに鑑み、魚食の普及に関し、基本理念を定め、市や事業者等の役割等を明らかにすることにより、施策を総合的に推進し、もって本市水産業の持続的発展を図るとともに、市民の健康づくりや食育の推進及び「ふるさと下関」への愛着や誇りの醸成に寄与することを、条例の目的として規定します。

【説明】

本条例の第1条において、条例制定の目的を明らかにします。

本条例は、①本市水産業の持続的発展、②市民の健康づくりや食育の推進、③「ふるさと下関」への愛着や誇りの醸成、の3つを目的とします。

目的達成のために、本市特有の地理環境や歴史文化等を踏まえたうえで、基本理念や市・事業者等の役割などを定め、魚食の普及に関する各種施策を推進します。

2 定義

この条例において使用する用語の定義を次のとおり規定します。

(1) 魚食

水産物又は水産加工品（以下「水産物等」という。）を食することと定義します。

(2) 事業者等

漁業、水産物卸売業、水産食料品製造業、小売業、宿泊業又は飲食サービス業を営む者及びこれらに関する団体と定義します。

【説明】

本条例の第2条において、条例で使用する用語の定義をします。

第1号で規定する「魚食」の対象となる「水産物」については、生鮮食品品質表示基準（制定：平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の定義を参考に、魚類・貝類・水産動物類（いか類、たこ類、えび類、かに類、うに・なまこ類など）・海産ほ乳動物類（鯨など）・海藻類とし、これらの加工品も加えて「水

産物等」として総称します。

第2号の「事業者等」の範囲を示す業種名称については、政府統計で使用されている日本標準産業分類から引用しています。また、「これらに関する団体」とは、漁業協同組合や各事業者が加盟する団体などをいいます。

3 基本理念

魚食普及を推進していく上での基本理念を次のとおり規定します。

- (1) 魚食の普及は、本市が身近な所で旬の新鮮な水産物を手に入れることができる環境であることに鑑み、水産物等の地産地消を推奨することを旨として、推進するものとする。
- (2) 魚食の普及は、海の豊かさを守り、持続可能な生産消費形態を確保することを旨として、推進するものとする。
- (3) 魚食の普及は、水産物等が健全な食生活の実現には重要なものであることに鑑み、食育と一体的に推進するものとする。
- (4) 魚食の普及は、市、事業者等及び市民による相互の連携及び協力のもと、推進するものとする。

【説明】

本条例の第3条では、魚食の普及を推進する際の基本的な考え方・指針として、次の4つの項目を設定します。

(1) 水産物等の地産地消を推奨

本市では、身近な所で旬の新鮮な水産物を手に入れやすい環境にあることから、地産地消を推奨します。地産地消は、流通経費や環境負荷の軽減、また地域活性化などの効果だけでなく、市民・事業者双方が「お互いの顔」を身近に実感する機会を創出し、第1条に定める目的の一つ「『ふるさと下関』への愛着や誇りの醸成」にもつながることが期待されます。

(2) 海の豊かさを守り、持続可能な生産消費形態を確保

近年、地球温暖化や海洋汚染、乱獲などが原因で、水産資源の減少が深刻化しています。そのような中、将来にわたって本市の美味しい水産物等を享受できるようにするためには、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方に基つき、海の豊かさを守り続け、持続可能な生産と消費のあり方を確保していくことが必要です。

(3) 食育と一体的に推進

昨今の様々な調査・研究により、水産物に含まれる栄養特性や機能性が注目され、健康に良い影響を与えることが明らかになってきています。

また、第4次下関ぶちうま食育プラン（第4次下関市食育推進計画）（令和5年3月）の調査結果では、魚を週に3日以上食べる人の割合は、大人48.4%、こども56.2%と、80%の目標を達成していない状況にあり、同プランは12月を「魚食の月」として位置付けています。

本条例の第1条において、「市民の健康づくりや食育の推進」を目的の一つとして定めており、バランスの取れた食生活を推奨していく観点からも、魚食普及と食育を一体的に推進していきます。

（4）市、事業者等、市民による相互の連携・協力

現在、様々な主体で担われている魚食普及の取組を、より広範囲に発展させ、市民一体となって活動の輪を広げていくためには、「市－事業者等－市民」相互の連携・協力が必要不可欠です。本条例の第1条に定める3つの目的に向かって、最大限の効果を発揮していくためにも、「連携と協力」を基本理念に据え、魚食普及を推進していきます。

4 市の役割

魚食普及を推進していく上での市の役割を次のとおり規定します。

（1）市は、本条例の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- ①魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動
- ②学校給食等、子どもたちに対する魚食機会の提供
- ③その他、魚食の普及に必要な施策

（2）市は、事業者等又は市民が実施する魚食の普及に関する取組を支援するよう努めるものとする。

【説明】

本条例の第4条では、魚食の普及推進における市の役割を定めます。

市は、第3条に定める基本理念にのっとり、①魚のさばき方や食べ方、また栄養価や健康面での利点など、魚食に関する知識を普及、啓発するための広報活動、②学校給食や調理実習など、子どもの頃から本市の美味しい水産物等を食べることができる機会の提供、③その他、魚食の普及に必要な施策、の3点を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、市は、各種事業の共催や後援、PRなどを通じて、事業者等や市民が行う魚食普及に関する取組をバックアップしてまいります。

5 事業者等の役割

事業者等は、本条例の基本理念にのっとり、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に行うよう努めるとともに、市が実施する魚食の普及に関する施策等に協力するよう努める旨、規定します。

【説明】

本条例の第5条では、魚食の普及推進における事業者等の役割を定めます。

社会経済環境が多様化していく中で、経済的な利益とCSR(Corporate Social Responsibility)の両立・調和が、事業活動の新たな発想として注目されています。

事業者等は、第3条に定める基本理念にのっとり、自らの経営環境と自由な事業方針のもとで、魚食普及の取組を自主的かつ主体的に行っていただくとともに、第4条に基づき本市が実施する施策等にも協力していただくことを期待します。

6 市民の協力

市民は、本条例の基本理念にのっとり、市や事業者等が実施する魚食の普及に関する施策等に協力するよう努めるとともに、魚食の習慣化と栄養バランスに配慮した食生活に努める旨、規定します。

【説明】

本条例の第6条では、魚食の普及推進における市民の協力について定めます。

市民は、第3条に定める基本理念にのっとり、第4条や第5条に基づき市や事業者等が実施する施策等に協力していただくことを期待します。

施策等への協力については、具体的には以下のような事項を想定しています。

- (1) 市や事業者等が開催する講座や料理教室、また各種イベント等への積極的な参加
- (2) 第7条に定める魚食の日と協調した買い物や食事
- (3) 魚食関係のイベント等への参加や、魚釣り等も含む漁業体験、また家庭料理や外食・グルメなどに関する、SNS等を通じた情報発信など

あわせて、市民の方々には、魚食を習慣化するとともに栄養バランスに配慮した食生活に努めていただくことも期待しています。

7 魚食の日

市は、魚食についての関心と理解を深めるとともに、水産物等の消費拡大を図るため、次に掲げる日を魚食の日として定めます。

- (1) さかなの日 毎月3日から7日まで
- (2) ふくの日 毎年2月9日
- (3) くじらの日 毎年9月4日
- (4) あんこうの日 毎年11月23日

【説明】

全市的に魚食を盛り上げ、水産物等の消費拡大を図っていくとともに、市民一人ひとりが「水産都市・下関」のイメージを共有化する一助として、本条例の第7条では、以下の4つの日を「魚食の日」として定めます。

(1) さかなの日：毎月3日から7日まで

水産庁において、毎月3日から7日までを「さかなの日」と位置付け、水産物の消費拡大に向けた官民連携の取組を推進していることを受け、本条例においても同様に位置付け、定めるものです。

(2) ふくの日：毎年2月9日

「ふく」は下関を象徴する全国区の水産物ブランドであり、一般社団法人下関ふく連盟が数字の語呂合わせから、毎年2月9日を「ふくの日」としていることを受け、本条例においても定めるものです。

(3) くじらの日：毎年9月4日

本市は日本で唯一の母船式捕鯨船団の母港となっており、「くじらの街 日本一」を目指しています。一般財団法人日本鯨類研究所が数字の語呂合わせから、毎年9月4日を「くじらの日」としていることを受け、本条例においても定めるものです。

(4) あんこうの日：毎年11月23日

本市は全国有数のあんこう水揚量を誇ります。下関漁港沖合底びき網漁業ブランド化協議会において、下関さかな祭の開催日に合わせ、毎年11月23日を「あんこうの日」としていることを受け、本条例においても定めるものです。

8 個人の嗜好等の尊重

市、事業者等及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重する旨、規定します。

【説明】

本条例の第8条では、個人の嗜好等の尊重について定めます。

「魚食」は、バランスの取れた食生活を送っていく上での重要な要素の一つですが、個人の嗜好と意思も尊重されなければいけません。また、魚食の推進に当たっては、個々人におけるアレルギーなどの諸事情にも配慮していかなければいけません。そのため、魚食を強制すること等がないように規定するものです。

以上